

令和6年1月11日

地震による被災者の皆様へ

J A岩井

**令和6年能登半島地震により被害にあわれた皆さまに対する
J Aバンクにおける貯金払い戻し対応について（お知らせ）**

令和6年能登半島地震に伴い被害を受けられた被災者の皆さまに対しまして、
心よりお見舞い申し上げます。

J Aバンク茨城では、貯金証書、通帳を紛失した場合でも、ご本人さまを確認させて
いただいたうえで、払い戻しについて柔軟な対応を行ってまいります。

詳細につきましては、最寄りのJ Aまでご相談くださいますようお願いいたします。

以上